

報告第3号

令和3年度北本市一般会計予算事故繰越しの繰越計算書の報告について

令和3年度北本市一般会計予算事故繰越しについて、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和4年6月3日

北本市長 三 宮 幸 雄

令和3年度 北本市一般会計予算事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行為 予 定 額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債	その他	
10 教育費	5 社会教育費	文化センター ホール音響サ ブ卓交換修繕 事業	418,000		418,000		418,000					418,000
合計			418,000		418,000		418,000					418,000

報告第 3 号参考資料

令和 3 年度 北本市一般会計予算
事故繰越し・内訳書（令和 3 年度→令和 4 年度）

教育部生涯学習課

1 事業名

文化センターホール音響サブ卓交換修繕事業

2 事業内容

文化センターホールの音響サブ卓に経年劣化による不具合が発生していることから交換修繕を行う。

3 説明

半導体不足による音響サブ卓の納期に遅れが生じたことにより、当該年度内での事業の完了が困難なため繰越しを行う。

(単位：円)

全体事業費	令和 3 年度 支 払 額	令和 4 年度 支払予定額	完了予定 年 月 日
418,000	0	418,000	令和 4 年 4 月 30 日